

平成18年3月9日

株 主 各 位

神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号

株式会社アルプス技研

代表取締役社長 池松邦彦

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号
当社本社 会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- (1) 第25期（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第25期（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第25期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（34頁から44頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬総額変更の件
第6号議案 監査役の報酬総額変更の件
第7号議案 取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

営 業 報 告 書

(自 平成17年1月1日)
至 平成17年12月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ここ数年の企業の固定費等の削減による業績回復が個人消費にも波及し、更に個人消費により企業収益が改善するという好循環に入り、景気は緩やかながらも回復基調で推移いたしました。

当社グループの主要顧客であります製造業におきましては、電機・精密機器業界で国内生産が、デジタル景気一巡後の生産調整、価格下落の影響により全体として伸び悩みは見られるものの、薄型テレビ、カーナビゲーション等は堅調な伸びを示し、自動車業界は、各社新型車の投入やモデルチェンジにより前年に引き続き販売が増加傾向で推移いたしました。製造業における製品開発や設備投資が活発となり、設計・開発の技術者のニーズは高まっております。

このような環境の下、当社グループの主要な事業である技術者派遣につきましては、人材の確保、技術スキルの向上、技術者と顧客の最適な組み合わせによる顧客への高付加価値サービスの提供に努めてまいりました。人材の確保では、日本国内だけでなく、広くアジアに目をむけ、中国の青島科技大学と技術提携を行い、アジアにおける高度技術者集団確立に向け、中国人技術者の受け入れを開始いたしました。技術スキルの向上では技術者育成支援システムの情報をもとに技術力・人間力の向上を目的とした教育を実施いたしました。技術者と顧客の最適な組み合わせでは、技術者育成支援システムの活用により、技術者と顧客双方にとって最大限の付加価値を得られるように配置いたしました。

グループ戦略といたしましては、国内においては、平成17年7月1日付で、事業の拡大・効率化を図るためグループ内の合併・営業譲受による事業の再編を実施し、また海外につきましては、中国、台湾の好景気に着目し、現地法人における技術提供サービスを強化いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、205億36百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益につきましては、採用力強化のための募集費・人件費や教育

研修費、新規営業所の開設費等により販売費及び一般管理費が増加となりましたが、高付加価値サービスの提供等により15億89百万円（同12.1%増）となり、経常利益は16億1百万円（同16.2%増）となりました。また、特別損失に役員退任慰労引当金繰入額を計上いたしました。当期純利益は、8億1百万円（同17.9%増）となりました。

セグメント別状況は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より事業の種類別セグメントを変更しております。また、前年同期比較にあたっては、前連結会計年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

① アウトソーシングサービス事業

アウトソーシングサービス事業におきましては、輸送機器、電気機器、精密機器等を中心とする製造業への技術者派遣が好調に推移し、稼働時間には減少が見られたものの、顧客への高付加価値サービスの提供が進みました。また、国内子会社では㈱アルプスビジネスサービス、海外子会社ではALTECH SHINE CO., LTD.において製造業へのテクニカルサービスが堅調に推移した結果、アウトソーシングサービス事業の売上高は192億75百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は27億14百万円（同12.4%増）、売上高構成比率は93.9%となりました。

② その他事業

その他事業におきましては、半導体製造装置メーカー等からの受注が減少し、固定費を吸収できなかった結果、その他事業の売上高は12億61百万円（前年同期比29.6%減）、営業損失は60百万円、売上高構成比率は6.1%となりました。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施した設備投資額は1億26百万円であり、その主な内容はシステムのバージョンアップ及び賃貸固定資産の設備投資等によるものであります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、資金調達は行っておりません。なお、当連結会計年度末の借入金残高は13億円となり、前年同期比2億14百万円の減少となりました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 22 期 (平成14年度)	第 23 期 (平成15年度)	第 24 期 (平成16年度)	第 25 期 (当連結会計年度) (平成17年度)
売 上 高(百万円)	14,705	16,675	19,496	20,536
経 常 利 益(百万円)	574	880	1,377	1,601
当 期 純 利 益(百万円)	69	276	680	801
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	11円60銭	39円45銭	64円22銭	78円23銭
総 資 産(百万円)	9,529	9,832	10,038	10,542
純 資 産(百万円)	4,638	4,796	5,281	5,777

- (注) 1. 第23期より、1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第24期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しております。
3. 第24期より、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
4. 第25期(当連結会計年度)の概況については、前記「1. 営業の概況(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 22 期 (平成14年度)	第 23 期 (平成15年度)	第 24 期 (平成16年度)	第25期(当期) (平成17年度)
売 上 高(百万円)	12,409	14,429	17,007	17,277
経 常 利 益(百万円)	821	974	1,327	1,418
当 期 純 利 益(百万円)	197	281	619	684
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	33円13銭	40円34銭	58円00銭	66円27銭
総 資 産(百万円)	9,194	9,784	9,992	10,130
純 資 産(百万円)	5,289	5,452	5,883	6,248

- (注) 1. 第23期より、1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第24期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しております。
3. 第25期の概況については、自動車、電機、精密機器業界からの技術者要請が強くなり、高付加価値サービスの提供により売上高、経常利益とも増加いたしました。また、特別損失に役員退任慰労引当金繰入額及び貸倒引当金繰入額等の計上もありましたが、当期純利益は増加しました。

(5) 企業集団の対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかながらも個人消費の増加と企業収益の改善の好循環をうけて、引き続き回復基調が予測されます。当社グループの主要顧客である製造業では、商品開発、設備投資が増加し、設計・開発技術者派遣を中心とするアウトソーシング事業は堅調に推移するものと思われれます。一方、人材の確保は少子化による労働者の減少により難しい環境となってきました。

第26期は第8次5カ年計画（平成16年～平成20年）の原点に立ち返り、「企業価値向上のための更なる挑戦」をテーマに掲げ、当社グループにとっての企業価値を再確認するとともに、人材の確保、技術スキルの向上、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を一層進めてまいります。

第26期の事業方針は次のとおりであります。

① 事業価値の向上「選択と集中による収益力向上とブランドの確立」

高付加価値の技術提供業務を選択し、当社の経営資源である技術者を集中していくことにより、顧客への高付加価値のサービスを提供いたします。また、当社の事業内容・各種取り組みについて外部へ発信することにより、企業ブランドを確立し、営業活動や採用活動に結び付けます。

② 人間価値の向上「自律的キャリア形成の推進」

技術者のキャリア目標にそった派遣業務を行うことにより技術者のノウハウ・技術要素・技術スキルを総合的に上昇させるキャリアデザイン形成を図ります。

③ 社会価値の向上「企業の社会的責任とリスクマネジメントへの対応」

企業の社会的責任を果たすための取り組みや企業経営のリスクに対応するため内部統制システム等の強化を図ります。

前期より新規事業として推進してまいりました介護・福祉事業は、平成18年5月を目処に「アルプスの杜（もり）綾瀬」の開業準備を進めております。今後、事業拡大を図り、当社グループ事業の柱の一つとすべく計画をしております。

また、海外戦略につきましては、中国の青島科技大学との技術提携を更に推進し、中国人技術者の受け入れの拡大を図り、国内の技術者不足に対応するとともに、アジアにおける技術者派遣市場で優位性の確保を図るため、アジアにおける高度技術者集団の確立を目指しております。

当社はパブリックカンパニーとして企業の社会的責任（CSR）を果たすため、グループ全体の企業活動の透明性、適時適正開示によるIR・広報活動の更なる充実と、内部統制システム構築、コンプライアンス活動の強化、リスクマネジメント等コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、全てのステークホルダーからの期待と要望に応えるべく、全力で取り組む所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び会社の概況（平成17年12月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業セグメント

区 分	主 要 な サ ー ビ ス	
	サービス区分	内 容
アウトソーシング サービス事業	エンジニアリング サービス	機械・電気・輸送用機器・精密機器・化学・情報処理設計等の工学的技術を用いた技術提供、ソフトウェアの開発・受託
	テクニカルサービス	製造ライン・事務・介護等の技能提供、設計・製作・据付・工事等の工程管理を中心とした専門的な技術・技能を用いたサービスの提供
	介護サービス	専門的な知識・技術・技能を用いた介護施設等の企画・運営・コンサルティング・管理業務及び付随業務
	人材サービス	人材紹介、人事コンサルティング、教育等の人材サービス業務
	その他サービス	上記に属さないアウトソーシングサービス業務
そ の 他 事 業	モノづくり事業	工場における製品の開発・設計及び生産設備・検査装置等の一括又はその一部の製造、半導体製造装置・光ビックアップ検査装置等の開発、設計、製造等
	そ の 他 事 業	測定器の校正業務・商品の販売等

(注) 従来、事業の種類別セグメントを「派遣型業務事業」、「請負型業務事業」、「製品・商品等販売事業」、「教育等事業」の4区分としておりましたが、当連結会計年度より「アウトソーシングサービス事業」、「その他事業」の2区分に変更しております。

(2) 企業集団の主要な拠点等

① 当社の主な事業所

本 社	神奈川県相模原市
事 業 部	北海道事業部（札幌市中央区） 東北事業部（仙台市太白区） 北関東事業部（さいたま市大宮区） 東京事業部（東京都港区） 西関東事業部（神奈川県相模原市） 横浜事業部（横浜市西区） 中部事業部（長野県塩尻市） 東海事業部（名古屋市中区） 関西事業部（大阪市中央区） 九州事業部（福岡市博多区）
工 場	蓼科テクノパーク（長野県茅野市） 宇都宮テクノパーク（栃木県矢板市）
研 修 セ ン タ ー	本社研修センター（神奈川県相模原市）

- (注) 1. 平成17年4月1日付で、北関東事業部新潟営業所（新潟県新潟市）を新設しております。
2. 当社は平成17年7月1日付組織変更にて本部制を廃止し、事業推進部門（事業支援部門含む）と管理部門の体制としました。事業推進部門は、10の事業部とモノづくり2部門（工場）としております。

② 重要な子法人等の主な事業所

「(8) 企業結合の状況 ①重要な子法人等及び関連会社の状況」に記載の所在地のとおりであります。

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 39,000,000株
 (注) 平成17年3月25日開催の定時株主総会において定款一部変更が行われ、
 会社が発行する株式の総数は同日より21,000,000株増加し、39,000,000
 株となっております。
- ② 発行済株式総数 9,985,220株
 (注) 平成17年7月25日から平成17年12月31日までの間に商法第280条ノ20及
 び第280条ノ21の規定による新株予約権の権利行使により、発行済株式
 総数が84,800株増加しました。
 同様に、平成18年1月1日から平成18年2月28日までの間に、発行済株式
 総数が10,400株増加し、9,995,620株となりました。
- ③ 株主数 4,371名 (前期末比1,112名増)
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
松 井 利 夫	1,489,513 株	15.25 %	— 株	— %
有限会社松井経営研究所	1,088,521	11.15	—	—
アルプス技研従業員持株会	292,678	3.00	—	—
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	259,300	2.66	—	—
株 式 会 社 横 浜 銀 行	229,958	2.35	63,500	0.00
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	191,600	1.96	—	—
株 式 会 社 東 邦 銀 行	176,968	1.81	73,000	0.03
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	173,823	1.78	75,000	0.01
日本生命保険相互会社	154,362	1.58	—	—
岡 田 孝 男	151,533	1.55	—	—

(注) 議決権比率及び出資比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式	
普通株式	2,816株
取得価額の総額	3,912千円
② 処分株式	
普通株式	105株
処分価額の総額	46千円
③ 決算期末における保有株式	
普通株式	134,159株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成15年3月25日開催の定時株主総会及び平成15年7月25日開催の取締役会の決議に基づくもの)

(ア) 新株予約権の数	967個
(イ) 目的となる株式の種類	普通株式
(ウ) 目的となる株式の数	96,700株 (新株予約権1個につき100株)
(エ) 発行価額	無償

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前年同期比増減(名)
2,765 [331]	180 [40]

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、在外連結子法人等の従業員数につきましては、当該会社の決算日現在の人数を記載しております。

2. 従業員数は、前連結会計年度より180名増加しております。これは主に平成17年4月の新規学卒者採用及び中途採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
2,446	118	30.5歳	4.7年

(注) この他に、登録社員(雇用契約中の者)が78名、嘱託10名、パート・アルバイトが14名おります。

(7) 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 千円	借入先が有する当社の株式	
		持株数 株	議決権比率 %
株式会社横浜銀行	300,000	229,958	2.35
株式会社東京三菱銀行	180,000	16,500	0.17
株式会社東邦銀行	150,000	176,968	1.81
株式会社八十二銀行	150,000	173,823	1.78
株式会社みずほ銀行	150,000	18,975	0.19

(注) 株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付で株式会社UFJ銀行と合併により、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等及び関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容
㈱アルプスビジネスサービス	百万円 50	% 100.0	神奈川県 相模原市	一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業、電機・機械の計測器の校正、商品仕入・販売
㈱アルネス情報システムズ	百万円 160	100.0	東京都 千代田区	アプリケーション・パッケージのカスタマイズ及び導入支援 アプリケーション・ソフトウェアの開発・試作
ALTECH SHINE CO., LTD.	百万台湾ドル 40	95.0	台湾 台北市	事務用機器・精密機器・通信機器・電子機器等の設計業、機械・設備機器の設置工事、商品仕入・販売
ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED	万ラナカピー 1,146	68.9	スリランカ コロンボ市	ソフトウェア開発請負 IT関連教育事業
ALTECH BEIJING CO., LTD.	百万円 60	100.0	中国 北京市	機械・電気設計の業務請負、人材紹介業
ディスクウエア㈱	百万円 259	36.4	東京都 江東区	光ピックアップ検査装置及び光ディスク検査装置の開発並びに製造・販売
㈱エムテーシー	百万円 235	34.7	さいたま市 南区	半導体製造関連装置の開発製造・販売

- (注) 1. 当社は、ALTECH BEIJING CO., LTD. に対し、平成17年2月16日付で35百万円の追加出資を行い、同社の資本金は60百万円となりました。
2. 当社は、ディスクウエア㈱に対し、平成17年6月29日付で90百万円の追加出資を行い、同社の資本金は259百万円となりました。
3. ㈱アルプスビジネスサービスは平成17年7月1日付で㈱サイエンスシステムを吸収合併いたしました。
4. ㈱アルプスビジネスサービスは同社の平成18年1月27日開催の取締役会において、第三者割当増資を行う旨を決議いたしました。それにより、平成18年3月9日付で第三者割当増資を行い、同社の資本金は100百万円となりました。
5. ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITEDについて、平成18年2月13日開催の当社取締役会において、解散の方針を決議いたしました。

② 企業結合の成果

「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(9) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
取 締 役 会 長	松 井 利 夫	
代 表 取 締 役 社 長	池 松 邦 彦	業務執行役員 兼ALTECH BEIJING CO., LTD. 董事長
専 務 取 締 役	岡 部 博	業務執行役員 兼経営企画室長
常 務 取 締 役	山 崎 國 秀	業務執行役員 兼ディスクウェア(株)代表取締役副社長
常 務 取 締 役	羽 田 清	業務執行役員 兼(株)アルネス情報システムズ代表取締役社長 兼ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED DIRECTOR CHAIRMAN 兼C. E. O
取 締 役	須 貝 昌 志	業務執行役員 兼営業推進部長
取 締 役	小 林 孝 雄	(株)浜銀総合研究所代表取締役会長 兼理事長
常 勤 監 査 役	大 石 忠 男	
監 査 役	松 田 壯 吾	松田・豊島法律事務所弁護士
監 査 役	舟 生 俊 博	公認会計士 (株)ワイエスビー代表取締役 兼(株)ワイエスビーインベストメント代表取締役

- (注) 1. 監査役のうち松田壯吾及び舟生俊博の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 取締役原 修次、江川 孝、中川一郎の3氏は、平成17年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 監査役小林孝雄氏は、平成17年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任し、同日の定時株主総会で取締役役に選任され就任いたしました。
なお、取締役小林孝雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
4. 監査役篠原義行氏は、平成17年3月25日開催の定時株主総会で監査役に選任され就任いたしました。が、平成17年10月31日付で辞任いたしました。

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	31百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	28百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、③の報酬等の額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(11) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成17年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,985,691	流動負債	3,937,115
現金及び預金	1,095,842	支払手形及び買掛金	161,509
受取手形及び売掛金	3,150,634	短期借入金	1,300,000
有価証券	5,592	未払法人税等	418,480
たな卸資産	221,148	未払金	667,990
繰延税金資産	283,953	賞与引当金	522,821
その他	245,243	その他	866,313
貸倒引当金	△16,723	固定負債	819,752
固定資産	5,557,210	退職給付引当金	364,959
有形固定資産	3,593,934	役員退任慰労引当金	436,219
建物及び構築物	1,736,633	その他	18,574
機械装置及び運搬具	34,464	負債合計	4,756,868
土地	1,705,988	(少数株主持分)	
その他	116,848	少数株主持分	8,665
無形固定資産	177,755	(資本の部)	
営業権	22,404	資本金	1,551,559
その他	155,350	資本剰余金	1,989,573
投資その他の資産	1,785,520	利益剰余金	2,203,369
投資有価証券	744,523	株式等評価差額金	94,472
繰延税金資産	288,504	為替換算調整勘定	708
賃貸固定資産	473,745	自己株式	△62,314
その他	311,966	資本合計	5,777,368
貸倒引当金	△33,219	負債、少数株主持分及び資本合計	10,542,902
資産合計	10,542,902		

連結損益計算書

(自 平成17年1月1日
至 平成17年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業収益		20,536,988	
	営業費用		18,947,173	
	売上高	15,526,185		
	売上原価	3,420,987		
	販売費及び一般管理費			
	営業利益		1,589,814	
	損益の部	営業外収益		72,446
		受取利息	1,251	
		受取配当金	2,631	
		受取助成金	7,412	
賃料		36,110		
その他		25,040		
営業外費用				
支払利息		12,718		
持分法による投資損失		10,743		
賃借原価		32,302		
為替差損	1,945			
その他	3,457	61,167		
	経常利益		1,601,094	
特別損益の部	特別利益		86,755	
	投資有価証券売却益	46,755		
	寄付金収入	40,000		
	特別損失			
	固定資産売却損	693		
	固定資産除却損	4,083		
	投資有価証券売却損	6,000		
	会員権評価損	309		
	保険解約損	13,360		
役員退任慰労引当金繰入額	223,444	247,890		
	税金等調整前当期純利益		1,439,959	
	法人税、住民税及び事業税	741,076		
	法人税等調整額	△108,260	632,815	
	少数株主利益		5,216	
	当期純利益		801,926	

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

連結子法人等の数	5社
連結子法人等の名称	(株)アルプスビジネスサービス (株)アルネス情報システムズ ALTECH SHINE CO., LTD. ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED ALTECH BEIJING CO., LTD. (株)サイエンスシステムは平成17年7月1日に(株)アルプスビジネスサービスに吸収合併され消滅いたしました。

非連結子法人等の状況

非連結子法人等はありません。なお、前連結会計年度まで非連結子法人等であった(株)ホットスプリングは平成17年7月1日に(株)アルプスビジネスサービスに営業の全部譲渡をおこない解散いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数	2社
関連会社の名称	(株)エムテーシー ディスクウェア(株)

持分法を適用していない非連結子法人等の状況

非連結子法人等はありません。なお、前連結会計年度まで非連結子法人等であった(株)ホットスプリングは平成17年7月1日に(株)アルプスビジネスサービスに営業の全部譲渡をおこない解散いたしました。

(3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は下記のとおりとなっております。

ALTECH SHINE CO., LTD.	9月30日
上記以外の子法人等	12月31日

連結計算書類作成に当たっては(株)サイエンスシステム以外は各社の決算日の計算書類を使用しております。なお、(株)サイエンスシステムにつきましては、平成17年7月1日現在で、(株)アルプスビジネスサービスと合併し消滅しているため、今回の連結計算書類作成に当たっては、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの8ヶ月間を連結しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………連結子法人等(株)アルプスビジネスサービス

個別法による原価法

製 品……………移動平均法による原価法

原 材 料……………当社及び連結子法人等(株)アルプスビジネスサービス

移動平均法による原価法

仕 掛 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(6) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当 社

建物及び構築物……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～47年

上 記 以 外……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具

…………… 2～18年

その他(工具、器具及び備品)

…………… 3～20年

在外連結子法人等ALTECH SHINE CO., LTD.、ALTECH LANKA(PRIVATE)LIMITED、ALTECH BEIJING CO., LTD. ……所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

上記以外の連結子法人等……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降
取得した建物（建物附属設備を
除く）については定額法
なお、主な耐用年数は次のとお
りであります。
機械装置及び運搬具
……………3～11年

無形固定資産
当 社……………定額法
なお、主な耐用年数または償却
期間は次のとおりであります。
営業権……………5年
自社利用のソフトウェア
……………5年

在外連結子法人等ALTECH SHINE CO., LTD.、ALTECH BEIJING CO., LTD.
……………所在地国の会計基準の規定に基
づく定額法

上記以外の連結子法人等……………定額法
投資その他の資産
当 社
賃貸固定資産……………定額法
なお、主な耐用年数は次のとお
りであります。
建物及び構築物……………10～47年

(7) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計
上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上してお
ります。

退職給付引当金……………当社
確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額
を計上しております。なお、当該退職金未払額は確定

しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。
連結子法人等(株)アルプスビジネスサービス、(株)アルネス情報システムズ

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

役員退任慰労引当金……当社、連結子法人等(株)アルプスビジネスサービス
役員退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
当社創業者である取締役会長松井利夫の取締役退任に伴い、役員退任慰労金内規に規定する特別加算相当額についても計上しており、当該金額については特別損失で処理しております。

(8) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(9) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) 在外連結子法人等の会計処理基準

在外連結子法人等の計算書類は、それぞれの所在地国において、一般に公正妥当と認められた会計処理基準に基づいて作成しております。

(11) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(12) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(13) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は、5年間の均等償却を行い、金額が僅少な場合には、発生年度に全額償却しております。

注記事項

(1) 減価償却累計額	
有形固定資産	1,107,703千円
貸貸固定資産	135,939千円
(2) 保証債務の残高	118,750千円
(3) 1株当たり当期純利益	78円23銭

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年2月23日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 福 田 昭 英 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第25期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が法令及び定款に従い株式会社アルプス技研及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第25期営業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社の連結計算書類に関し監査の結果、指摘すべき事項は認められません。

平成18年2月28日

株式会社 アルプス技研 監査役会

監査役(常勤) 大石 忠 男 ㊟

監査役 松田 壯 吾 ㊟

監査役 舟生 俊 博 ㊟

(注) 監査役松田壯吾及び舟生俊博は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

貸借対照表

(平成17年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,950,600	流動負債	3,102,152
現金及び預金	605,885	買掛金	56,842
受取手形	118,301	短期借入金	980,000
売掛金	2,611,765	未払金	550,267
仕掛品	89,481	未払費用	246,157
貯蔵品	3,573	未払法人税等	357,584
前払費用	202,204	未払消費税等	231,621
繰延税金資産	263,226	前受金	4,768
短期貸付金	94,304	預り金	214,356
未収入金	3,552	賞与引当金	454,438
その他の金	6,036	その他	6,116
貸倒引当金	△47,732	固定負債	779,551
固定資産	6,179,435	退職給付引当金	327,936
有形固定資産	3,408,327	役員退任慰労引当金	433,040
建物	1,639,257	その他	18,574
構築物	54,511	負債合計	3,881,704
機械装置	1,783	(資本の部)	
車両運搬具	15,663	資本金	1,551,559
器具備品	90,032	資本剰余金	1,989,573
土地	1,607,078	資本準備金	1,989,047
無形固定資産	165,164	その他資本剰余金	526
営業権	18,372	自己株式処分差益	526
ソフトウェア	137,961	利益剰余金	2,679,391
電話加入権	6,949	利益準備金	190,000
その他	1,881	任意積立金	1,470,088
投資その他の資産	2,605,943	買換資産圧縮特別勘定積立金	10,088
投資有価証券	958,097	別途積立金	1,460,000
子会社株式	286,035	当期未処分利益	1,019,303
子会社出資金	60,000	株式等評価差額金	90,122
長期前払費用	46,706	自己株式	△62,314
繰延税金資産	557,845	資本合計	6,248,331
敷金・差入保証金	137,626	負債及び資本合計	10,130,035
会員権	9,351		
保険積立金	33,746		
貸貸固定資産	511,633		
破産更生債権等	33,219		
その他	4,900		
貸倒引当金	△33,219		
資産合計	10,130,035		

損 益 計 算 書

(自 平成17年1月1日
至 平成17年12月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		
	高 上 取 引 料	17,263,802	
	技 術 提 供 人 材 紹 介 料	14,024	17,277,827
	営 業 費 用		
	原 価	13,066,135	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,847,112	15,913,247
	営 業 利 益		1,364,579
	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,904	
	有 価 証 券 利 息	450	
受 取 助 成 金	7,027		
貸 付 貸 料	42,314		
為 替 差 益	2,750		
そ の 他	22,537	96,984	
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	7,952		
貸 付 原 価	34,943		
そ の 他	43	42,939	
	経 常 利 益		1,418,624
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,427	
	寄 付 金 収 入	40,000	86,427
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	12	
	固 定 資 産 除 却 損	2,822	
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,965	
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	6,000	
	会 員 権 評 価 損	309	
	保 険 解 約 損	13,360	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	24,304	
役 員 退 任 慰 労 引 当 金 繰 入 額	223,444	281,218	
	税 引 前 当 期 純 利 益		1,223,833
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	657,581	
	法 人 税 等 調 整 額	△118,653	538,927
	当 期 純 利 益		684,906
	前 期 繰 越 利 益		334,397
	当 期 未 処 分 利 益		1,019,303

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時
価法（評価差額は全部資本直入
法により処理し、売却原価は移
動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原 材 料……………移動平均法による原価法

仕 掛 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物・構築物……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおり
であります。

建 物……………15～47年

構 築 物……………10～20年

上 記 以 外……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおり
であります。

機 械 装 置……………5～18年

車両運搬具……………2～6年

器 具 備 品……………3～20年

無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数または償却
期間は次のとおりであります。

営 業 権……………5年

自社利用のソフトウェア

……………5年

長期前払費用……………定額法

賃貸固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物……………10～47年

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち当期の費用とすべき額を見積計上しております。

退職給付引当金……………確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

役員退任慰労引当金……………役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。当社創業者である取締役会長松井利夫の取締役退任に伴い、役員退任慰労金内規に規定する特別加算相当額についても計上しており、当該金額については特別損失で処理しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

(1) 子会社に対する短期金銭債権	94,654千円
子会社に対する短期金銭債務	17,978千円
(2) 減価償却累計額	
有形固定資産	972,661千円
賃貸固定資産	152,555千円
(3) 商法施行規則第124条第3号に規定する配当制限額	90,122千円
(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳	
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	26,318千円
原材料	4,143千円
仕掛品	990千円
貸倒引当金	17,367千円
賞与引当金	184,138千円
未払費用	23,385千円
その他	6,884千円
	合計 263,226千円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券	5,971千円
役員退任慰労引当金	175,467千円
会員権	18,227千円
子会社株式	287,070千円
建物	671千円
退職給付引当金	124,594千円
貸倒引当金	13,460千円
その他	591千円
	合計 626,054千円
繰延税金負債（固定）	
株式等評価差額金	61,394千円
買換資産圧縮特別勘定積立金	6,815千円
	合計 68,209千円
繰延税金資産（固定）純額	557,845千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との主な差異原因

法定実効税率	40.5%
(調整)	
住民税均等割額	4.3%
寄付金等の一時差異でない項目	△0.2%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.0%</u>
(5) 保証債務の残高	438,750千円
(6) 子会社との取引高	
営業取引	
売上高	9,536千円
外注費	136,280千円
支払手数料等	106,010千円
営業取引以外の取引高	9,658千円
(7) 1株当たり当期純利益	66円27銭

(8) 採用している退職給付制度の概要

当社は平成15年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職金未払額) … △327,936千円

退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	191,408千円
退職給付費用	<u>191,408千円</u>

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当期未処分利益	1,019,303,171
任意積立金取崩高	
買換資産圧縮特別勘定積立金取崩高	295,388
合 計	1,019,598,559
これを次のとおり処分します。	
配 当 金	
1株につき 40円	394,042,440
役員賞与金	36,300,000
(うち監査役賞与金)	(2,500,000)
別途積立金	50,000,000
次期繰越利益	539,256,119

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年2月23日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 昭 英 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一 利 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第25期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第25期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年2月28日

株式会社 アルプス技研 監査役会

監査役(常勤) 大石 忠 男 ㊟

監査役 松田 壯 吾 ㊟

監査役 舟生 俊 博 ㊟

(注) 監査役松田壯吾及び舟生俊博は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 97,643個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第25期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類31頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、今後の事業展開、経営体質の強化等を勘案し、内部留保の充実に努めてまいりたいと存じます。当期の配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、1株につき普通配当40円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

会社法（平成17年法律第86号）の施行等に対応するため、現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 公告の方法

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が、平成17年2月1日に施行されたことにより、電子公告制度の導入が可能になりました。これに伴い、公告の利便性向上のため、公告の方法の規定を変更するものであります。また、事故その他不測の事態に備え、予備的公告方法を同時に定めております。

(2) 招集地

会社法（平成17年法律第86号）が施行されることにより、株主総会の招集地が自由化されます。これに伴い、より多くの株主の皆様へ株主総会へご出席いただくため、利便性等を踏まえ、招集地の範囲を定めるものであります。

(3) 取締役の員数

業務執行役員制度を導入したことに伴い、当社の規模及び取締役の役割を考慮して、現在20名以内となっている取締役の員数を10名以内とするものであります。

(4) 取締役会の書面決議

会社法（平成17年法律第86号）が施行されることにより、監査役の異議がない場合は、取締役会の書面決議が可能となります。これに伴い、緊急時及び議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため取締役会の書面決議制度を導入するものであります。

(5) 社外取締役との責任限定契約

社外取締役は業務執行に直接関与しないこと及び社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するものであります。

なお、当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(6) 監査役の員数

内部統制強化の一環として、現在4名以内となっている監査役の員数を5名以内に増加し、取締役の職務執行に対する監査体制の強化に対応するものであります。

(7) 社外監査役との責任限定契約

会社法（平成17年法律第86号）が施行されることにより、社外監査役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として責任を限定する旨の契約を締結することが可能となります。これに伴い、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するものであります。

(8) その他の変更

上記(1)から(7)以外の定款変更につきましては、会社法（平成17年法律第86号）が施行されることによる文言及び条文の変更であります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更案のうち、ゴシック体で表示された条数、見出しについては、本総会で可決成立した時から効力が発生する条項であります。それ以外については、会社法（平成17年法律第86号）の施行を停止条件として効力が発生するものであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条（公告の方法） 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条（発行する株式の総数） 当会社の発行する株式の総数は、39,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条（自己株式の取得） 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条（公告の方法） 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、39,000,000株とする。</p> <p>第6条（自己株式の取得） 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>取得する</u>ことができる。</p> <p>第7条（株券の発行） 当会社は、その株式に係る株券を發行する。 <u>2) 前項の規定にかかわらず、当会社は1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を發行しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（1単元の株式数および単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p><u>2）当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>第8条（単元未満株式の買増し） 単元未満株式を有する株主（実質株主含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨</u>を当社に請求することができる。</p> <p>前項の請求があった場合において、当社が<u>売渡すべき数の株式</u>を有しないときは当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>第9条（名義書換代理人） 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2）<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3）当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券の喪失登録簿は、名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・喪失株主登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては<u>これ</u>を取扱わない。</p>	<p>第8条（<u>単元株式数</u>） （現行どおり） （削 除）</p> <p>第9条（<u>単元未満株主の売渡請求</u>） 単元未満株式を有する株主（実質株主含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数となる数の株式を売渡すこと</u>を当社に請求することができる。</p> <p><u>2）前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、</u>当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>第10条（<u>株主名簿管理人</u>） 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2）<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3）当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人</u>に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株券の種類ならびに株式の <u>名義書換、実質株主名簿・株券喪失登 録簿</u>への記載または記録、単元未満株 式の買取・買増し、その他株式に関す る取扱いおよび手数料については、法 令または定款に定めるもののほか、取 締役会において定める株式取扱規程に よる。</p> <p>第11条（基準日）</p> <p>毎決算期における最終の株主名簿に 記載または記録された株主をもって、 その決算期に関する定時株主総会にお いて権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2) 前項のほか、必要ある場合は、取 締役会の決議によりあらかじめ公 告して、一定の日における最終の 株主名簿に記載または記録された 株主または登録質権者をもってそ の権利を行使すべき株主または登 録質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条（招集）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年3月 に招集し、臨時株主総会は、その必要 がある場合に随時これを招集する。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>当社が発行する株券の種類ならび に株主名簿、株券喪失登録簿および新 株予約権原簿への記載または記録、単 元未満株式の買取り・売渡請求その他 株式または新株予約権に関する取扱い および手数料については、法令または 定款に定めるもののほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条（基準日）</p> <p>当社は、毎年12月31日の最終の株 主名簿に記載または記録された議決権 を有する株主をもって、その事業年度 に関する定時株主総会において権利を 行使することができる株主とする。</p> <p>2) 前項にかかわらず、必要ある場合 は、取締役会の決議によりあらか じめ公告して、一定の日における 最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者 をもってその権利を行使すること ができる株主または登録株式質権 者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集および招集地） （現行どおり）</p> <p>2) 前項の株主総会の招集地は、東京 都内または神奈川県内のうち当会 社が招集通知にて指定する場所と する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2）前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>第15条（決議）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをを行う。</p> <p>第16条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会（新 設）</p> <p>第17条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は20名以内とする。</p>	<p>第14条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第15条（議決権の代理行使） （現行どおり）</p> <p>2）前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p>第16条（決議）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第17条（議事録）</p> <p>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役会の設置） <u>当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>第19条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は10名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2) 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第20条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>3) 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2) 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現在取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2) 補欠または増員で選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>第20条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2) 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条（業務執行） （条文省略）</p>	<p>第23条（業務執行） （現行どおり）</p>
<p>第22条（取締役会の招集） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u> （新 設）</p> <p>第24条（取締役会議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第25条（取締役会規程） （条文省略）</p> <p>第26条（取締役の報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもって定める。</u> （新 設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 （新 設）</p> <p>第27条（監査役の数） 当社の監査役は<u>4名以内とする。</u></p>	<p>第25条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第26条（取締役会の書面決議） <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条（取締役会議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第28条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議<u>によって定める。</u></p> <p>第30条（社外取締役との責任限定契約） <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（監査役および監査役会の設置） <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第32条（監査役の数） 当社の監査役は<u>5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (監査役の選任) 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第33条 (監査役の選任) 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2) 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>
<p>第29条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第34条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第30条 (常勤監査役) 監査役は、互選により、常勤監査役を定める。</p>	<p>第35条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。</p>
<p>第31条 (監査役会の招集) (条文省略)</p>	<p>第36条 (監査役会の招集) (現行どおり)</p>
<p>第32条 (監査役の決議の方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第37条 (監査役会の決議の方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第33条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>第38条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は</u>、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>
<p>第34条 (監査役会規程) (条文省略)</p>	<p>第39条 (監査役会規程) (現行どおり)</p>
<p>第35条 (監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第40条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第41条 (社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(新 設)	第6章 <u>会計監査人</u>
(新 設)	<u>第42条 (会計監査人の設置)</u> <u>当社は、会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>第43条 (会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>第44条 (会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>第45条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
第36条 (営業年度)	第46条 (事業年度)
当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、 <u>毎営業年度末日を決算期とする。</u>	当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの <u>1年間</u> とする。
第37条 (利益配当)	第47条 (剰余金の配当)
当社の利益配当金は、 <u>毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u>	当社は、 <u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当 (以下「配当金」という。)を行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条（中間配当） 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して<u>商法第293条の5</u>に定める<u>金銭の分配</u>（以下中間配当という）を行うことができる。</p> <p>第39条（利益配当金等の除斥期間） <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。 2）未払の<u>利益配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第48条（中間配当金） 当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録<u>株式</u>質権者に対して<u>会社法第454条第5項</u>に定める<u>剰余金の配当金</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>第49条（配当金等の除斥期間） 配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。 2）未払の配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

3. 本議案に関する付則事項

- (1) 本議案のうち、定款変更案第4条（公告の方法）、同第19条（取締役の員数）、同第29条（取締役の報酬等）、同第32条（監査役の員数）、同第40条（監査役の報酬等）についての決議の効力は、本議案が可決成立した時から発生するものといたします。
- (2) 本議案のうち、上記(1)以外の定款変更案についての決議の効力及び条文番号の変更の効力は、会社法（平成17年法律第86号）の施行を停止条件として発生するものといたします。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
1	小林 孝 雄 (昭和19年6月16日生)	昭和42年4月 ㈱横浜銀行入行 平成6年6月 同行取締役総合企画部長 平成8年6月 同行常務取締役 総合企画部長 平成11年4月 同行代表取締役常務 平成13年4月 同行取締役 平成14年3月 当社社外監査役 平成14年6月 ㈱浜銀総合研究所代表取締 役会長兼理事長 平成17年3月 当社社外取締役（現任）	一株
2	池 松 邦 彦 (昭和31年1月22日生)	昭和54年4月 日本航空㈱入社 平成10年9月 (財)宮城総合研究所 所長代行兼プロジェクト ディレクター 平成13年5月 当社入社 平成13年10月 当社東京事業部長 平成14年3月 当社取締役経営企画部長兼 経理部長 平成14年6月 当社常務取締役経営企画部 長兼経理部長 平成15年3月 当社代表取締役社長 平成16年12月 ALTECH BEIJING CO., LTD. 董事長 平成17年3月 当社代表取締役社長兼業務 執行役員（現任） 平成18年3月 ALTECH SHINE CO., LTD. 董事長（現任）	22,850株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
3	岡部 博 (昭和25年1月22日生)	昭和48年4月 (株)横浜銀行入行 平成12年5月 同行公務部長 平成13年8月 当社入社 当社営業部長 平成14年3月 当社取締役営業部長兼中部 事業部長 平成14年6月 当社常務取締役営業部長兼 中部事業部長 平成15年3月 当社専務取締役管理本部長 平成17年7月 当社専務取締役兼業務執行 役員兼経営企画室長 (現 任) 平成18年2月 (株)アルプスビジネスサービ ス取締役 (現任)	7,815株
4	山崎 國秀 (昭和32年1月25日生)	昭和54年4月 大王製紙(株)入社 平成2年1月 同社業務部部长代理 平成12年7月 当社入社 平成13年3月 当社取締役経営企画部長 平成13年7月 当社取締役経営企画部長兼 総務部長 平成14年3月 当社常務取締役総務部長 ディスクウェア(株)代表取締 役副社長 (現任) 平成14年7月 当社常務取締役 平成15年3月 当社常務取締役首都圏北事 業本部長 平成16年7月 当社常務取締役営業企画室 長 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行 役員 (現任)	5,065株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
5	羽 田 清 (昭和25年10月4日生)	昭和48年4月 (株)東京銀行(現 (株)三菱東 京UFJ銀行) 入行 平成12年7月 同行東京営業部長 平成14年5月 当社入社 平成14年8月 当社東京事業部長 平成15年3月 ALTECH LANKA (PRIVATE) LIMITED DIRECTOR CHAIRMAN (現任) 平成15年3月 当社取締役首都圏北事業本 部副本部長 平成16年3月 当社取締役首都圏北事業本 部部長 平成16年12月 当社常務取締役首都圏北事 業本部長 平成17年2月 (株)アルネス情報システムズ 代表取締役社長 (現任) 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行 役員 (現任)	9,015株
6	須 貝 昌 志 (昭和33年3月9日生)	昭和51年3月 (株)中島電機製作所入社 平成2年10月 当社入社 平成13年3月 当社取締役北関東事業部長 平成15年3月 当社取締役西日本事業本部 長 平成17年7月 当社取締役兼業務執行役員 兼営業推進部長 (現任)	9,599株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
7	野 田 浩 (昭和33年8月16日生)	昭和57年4月 (株)福島銀行入行 平成14年9月 (株)ダイユーエイト入社 平成15年7月 (株)東北エンタープライズ (現(株)マトリック・コミュニ ケーションズ) 経営管理 部長 平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社総務部担当部長 平成17年1月 当社総務部長 平成17年3月 当社業務執行役員兼総務部 長兼人事部長 平成17年7月 当社業務執行役員兼総務部 長 (現任)	一株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

平成17年10月31日に監査役篠原義行氏が辞任され、監査役が3名となりました。監査役の現任員数は、法令及び定款に沿っておりますが、監査体制の強化充実を図るため、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
篠原 秀明 (昭和29年8月18日生)	昭和53年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年10月 同行公務部公務渉外担当部長 平成16年1月 当社入社 平成16年6月 当社総務部長 平成16年10月 当社総務部長兼秘書室長 平成17年1月 当社IR・広報室長兼秘書室長 平成17年3月 当社業務執行役員兼IR・広報室長兼秘書室長(現任)	1,500株

(注) 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役の報酬総額変更の件

取締役の報酬は、平成5年3月26日開催の第12回定時株主総会において「年額2億5千万円以内」としてご承認をいただいておりますが、取締役の員数を現在の「20名以内」から「10名以内」に変更することに伴い、取締役の報酬総額を「年額2億円以内」に変更したいと存じます。なお、取締役報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしてほしいと存じます。

第3号議案が承認されますと、取締役は7名となります。

第6号議案 監査役の報酬総額変更の件

監査役の報酬は、平成5年3月26日開催の第12回定時株主総会において「年額2千万円以内」としてご承認をいただいておりますが、監査役の員数を現在の「4名以内」から「5名以内」に変更することに伴い、監査役の報酬総額を「年額3千万円以内」に変更したいと存じます。

第4号議案が承認されますと、監査役は4名となります。

第7号議案 取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行った結果、平成18年2月13日開催の取締役会において、平成18年3月24日をもって退職慰労金の支給を取りやめ、以降については支給しないことを決議いたしました。

在任中の取締役池松邦彦、岡部 博、山崎國秀、羽田 清、須貝昌志の5氏及び在任中の監査役大石忠男氏に対し、これまでの在任期間中の労に報いるため、当社所定の基準に従って相当額の範囲内で各氏の退任時に退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、各取締役ににつきましては取締役会に、監査役ににつきましては監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

本議案の対象者の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
池 松 邦 彦	平成14年3月 当社取締役経営企画部長兼経理部長 平成14年6月 当社常務取締役経営企画部長兼経理部長 平成15年3月 当社代表取締役社長 平成17年3月 当社代表取締役社長兼業務執行役員（現任）
岡 部 博	平成14年3月 当社取締役営業部長兼中部事業部長 平成14年6月 当社常務取締役営業部長兼中部事業部長 平成15年3月 当社専務取締役管理本部長 平成17年7月 当社専務取締役兼業務執行役員兼経営企画室長（現任）
山 崎 國 秀	平成13年3月 当社取締役経営企画部長 平成14年3月 当社常務取締役総務部長 平成15年3月 当社常務取締役首都圏北事業本部長 平成16年7月 当社常務取締役営業企画室長 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行役員（現任）
羽 田 清	平成15年3月 当社取締役首都圏北事業本部副本部長 平成16年12月 当社常務取締役首都圏北事業本部長 平成17年3月 当社常務取締役兼業務執行役員（現任）

氏 名	略 歴
須 貝 昌 志	平成13年3月 当社取締役北関東事業部長
	平成17年7月 当社取締役兼業務執行役員兼営業推進部長（現任）
大 石 忠 男	平成12年3月 当社常勤監査役（現任）

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます松井利夫氏は、昭和43年に松井設計事務所を創業いたしました。その後昭和46年に当社設立、以来35有余年に亘り、その弛まざる尽力により当社の発展に多大な貢献をされました。よってその在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内での退職慰労金、及び特別功労金として金2億23百万円を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な退職慰労金の金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

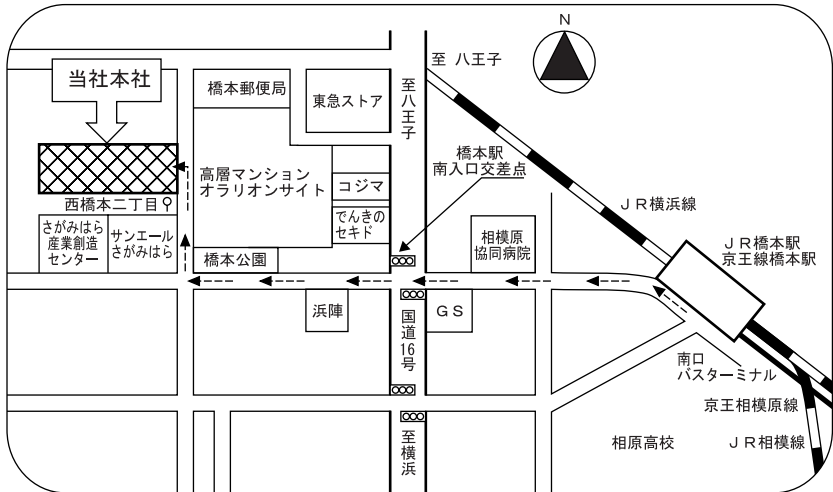
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
松 井 利 夫	昭和46年1月 (有)アルプス技研設立 代表取締役社長
	昭和56年3月 (株)アルプス技研に組織変更 代表取締役社長
	平成9年4月 当社代表取締役会長
	平成14年7月 当社取締役会長（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県相模原市西橋本五丁目 4 番12号
株式会社アルプス技研
本社 会議室
T E L 042-774-3333 (代表)
F A X 042-773-2455



交通機関 ● J R 横浜線・J R 相模原線・京王相模原線

橋本駅南口から徒歩約10分

● 橋本駅南口より神奈中バス

「西橋本二丁目」バス停下車徒歩1分

橋本駅南口バスターミナル

1 番乗場「若葉台住宅行」午前 9 時20分発、45分発

なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約3分であり
ます。